

第 1 4 0 1 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 3 0 年 1 0 月 1 8 日 木曜日

開会 9 時 3 0 分 閉会 1 0 時 4 5 分

2 場 所 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫

4 欠席者 なし

5 傍聴者 0 人

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 3 0 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 4 0 0 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 1 件，議案 3 件

イ 非公開の承認

議案 3 件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件，人事に関する案件であるため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 第13期京都教師塾の開講及び京都市教員採用試験結果について

(事務局説明 佐藤 教員養成支援室長)

10月20日に開講する第13期京都教師塾の応募状況について報告する。

京都教師塾は、教員の大量退職に伴う大量採用が続くという状況が見込まれるもとの、採用前から学校現場の教育実践、子どもたち一人一人を徹底的に大切にするという本市教育の伝統・理念に触れ、大学での専門的な学びと結び付けることで、教員としての資質と実践的指導力を磨く場として、平成18年度に政令指定都市で初めて開設した。これまでに4,497名が卒塾し、そのうち平成30年度現在1,020名が本市の正規教員となっており、本市の正規教員約6,000名のうち概ね6分の1を占めている。その他、多くの方が京都市で講師等として、また全国教育現場で頑張っておられる。

第13期の入塾者の状況について報告する。募集定員300名のところ応募は252名であり、第12期の259名から7名減少した。27年度の第10期までは300名の定員を上回る応募があったが、28年度の第11期で初めて募集定員を下回る282名の応募と大きく減少したが、第13期は減り幅が少し落ち着いた。これまでの応募者の減少要因は、民間等の就職状況が好調であることが影響していると考えられる。

男女別では、女性が11期176名、12期166名、13期164名と12名の減少、男性が11期106名、12期93名、13期88名と18名の減少であり、男性の減り幅が大きい。

希望校種・職種では、中学校希望者の減少が15名と大きい。29年度の第12期では全体的に減少する中、中学校希望者が一昨年度よりも12名増加しており、第13期で平準化されたものと考えられる。よって応募者減少の校種・職種ごとの特別な要因はないと認識している。

第13期の募集にあたっては、説明会を実施する大学を増やし、希望者の多い大学では2回を実施した。また学生ボランティアの募集チラシを30年4月に刷新し、京都教師塾について大きく掲載した。チラシは大学に送付しており、ボランティアは1～2回生から行う学生も多いため、早い段階で教師塾の周知を図った。本市以外の自治体での教員採用を目指す学生も京都教師塾で学べることを強調した。引き続き大学とも連携して受講者の確保に努めてまいる。

次に卒塾生の平成31年度京都市教員採用試験の結果について報告する。第1期から第12期までの卒塾生を合わせて、昨年度から1名増の88名が合格した。31年度は高等学校や栄養教諭でも合格者が出た。京都市全体の合格率16.5%に対して卒塾生の合格率は23.7%と大きく上回っており、全体の内定者数287名のうちの3割を卒塾生が占めている。特に直近の第12期の卒塾生の合格者は39名で合格率は31.0%である。

受験者数と合格者数は減少したが、第11期、第12期と塾生数が大きく減っている中で、卒塾生のうち京都市を受験した割合は、第10期50%、第11期56%、第12期59%と上昇している。京都市で教師になりたいという塾生がより頑張っただけの結果であると考えている。

塾生数が減少する中で、第13期においてはこれまで以上に一人一人の塾生ときめ細やかな関わりを持つようにする。例えば、各講座の分散会の終了時刻を15分延長し、分散会のグループアドバイザーに個別質問ができる時間を確保する。また、塾開講日だけでなく、平日にも教員養成支援室に来室してもらったり、電話やメールなどで相談に応じたりするなど、より一層塾生の学びが充実したものとなるよう取り組んでいく。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 応募者数が減少したが、他自治体の教師塾はどのような傾向か。

【事務局】 従来から塾を実施している京都府、横浜市、堺市では減少していると聞いている。大阪市では増加したと聞いているが、大阪府の教師塾が大きく方針を転換した影響と考えられる。現在の多くの学生は、大学に入学した時点で民間の就職が好調である世代であり、複数の大学関係者への聞き取りなどから、教職志望者自体が減少していると考えられる。

【笹岡委員】 学生ボランティアの募集チラシの裏面に常勤講師の募集について担当部署の電話番号しか記載されていないが、ホームページ等での周知状況は。

【事務局】 本チラシでは紙面の都合上、窓口となる部署のみの掲載だが、ホームページには登録手続きの方法や登録のための様式を掲載するなど、円滑に応募できるようにしている。

【奥野委員】 教員採用試験に不合格だった卒塾生のうち、どれくらいが講師に登録しているか。

【事務局】 卒塾生全体では371名受験し合格者が88名なので、概ね200名は登録すると見込んでいる。

【奥野委員】 教員採用試験には、受験回数等の制限はあるのか。

【事務局】 回数に制限はないが、年齢制限が設定されている。

【奥野委員】 応募者数が減少する中、塾生の様子はどうか。

【事務局】 大学の授業等で忙しい中塾に来ているので、真面目な学生が多い印象がある。ただ、時間的な余裕がないように感じる。土曜日に大学の授業があるため、教師塾への入塾を断念する学生もいる。また学業とクラブとの両立を困難に感じる学生もいるようだ。クラブ等様々な活動を頑張っている学生も評価して欲しいという大学関係者の声も聞いている。

【笹岡委員】 募集チラシに学生ボランティアが2,000名と記載されているが、延べ人数か。

【事務局】 延べ登録人数。1～2回生もあり、活動回数には学生により幅がある。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案3件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議案1件に係る会議録については、人事に関する案件のため、非公開。

議第21号 損害賠償の額の決定について

(事務局説明 嶋本 教育環境整備室担当課長)

本件は、国家賠償法2条に規定する公の営造物の管理の瑕疵による損害賠償の額の決定について、市会に提案するため、市長に意見を申し出ようというものである。資料に基づき説明申し上げる。

本年9月4日、台風第21号により多数の学校・園が被害を受けた。本市防災危機管理室から公表している通り、施設被害が報告されているのは約160校・園、閉校施設であり、半数以上の学校・園で被害が生じている。施設の破損に伴う人的な被害は発生していないが、閉校施設を含む13校で、校内からの飛散物や倒木などにより、周辺住民等の住宅や車等を破損するなど、第三者に被害を与えた可能性がある事故が本件も含めて31件発生した。

京都市立羽束師小学校では、強風により体育館の屋根の一部が飛散し、そのうちの2つが、学校の近隣の住宅と車を破損した。被害や飛散した状況を地図と写真で説明する。屋根材2つのうち1つは、住宅の1階部分の雨樋、空調機の配管、外壁、外構フェンスに当たり、車をこすった後に、向かいの住宅に当たって止まったものである。もう1つは、住宅の3階部分の雨戸と戸袋に当たり、隣家の庭に落ちたものである。なお、向かいの住宅については、既に示談締結の上、壁の傷を塗装して修繕済みである。

31件の事故の内、本件を含めた10件が示談締結済又は締結見込みである。5件については、国家賠償法上の要件を満たさず、賠償を行うことができない案件である。残る16件については、引き続き、被害者との協議や国家賠償法上の要件の調査等を進めている。

国家賠償法上の要件については、①施設の管理に瑕疵があったこと、②学校からの飛散物による破損という因果関係が明確であること、この2点が両方満たされることが必要である。羽束師小学校の体育館については、昭和53年の建築であり、築40年が経過している。法定点検では屋根の錆を指摘され、非常に老朽化している状態であったが、これま

で行った対策は、部分的な修繕にとどまり、抜本的な対策は行えていなかったため、管理に瑕疵があったと考えられる。また、住宅や車についた傷に、屋根材の塗料が付着しているなど、現地の詳細な調査の結果、因果関係も明確であると考えられる。

老朽化が進む体育館については、毎年1校程度の改築及び3校程度のリニューアルを進めているが、今後、こうした大規模な老朽化対策だけでなく、予防保全の一環及び安全対策として、屋根に特化した改修についても、老朽化の状況を見ながら検討していきたい。

本件の損害賠償額は約115万円であり、市会にお諮りすることとなる。今後、被害者と仮示談を締結し、11月市会に提案し、変更なく議決いただければ、仮示談の内容を本示談として12月下旬頃に賠償金を支払うこととなる。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】 他都市でも学校からの飛散物による被害で非常にもめていると報道されている。学校と地域に溝ができないよう、しっかりと対応してほしい。

【星川委員】 写真を見ると、屋根にずいぶん錆が発生しているが、多くの屋根材が飛散したのか。

【事務局】 屋根の三角形の頂点にある棟包みという屋根材の一部が飛散し、棟包みの土台の木材も一部が飛散した。人には当たっておらず、周辺に被害を与えたのを確認したのは本件の2つの屋根材のみである。

【星川委員】 今後の全市的な修繕方針をどうするか。管理の瑕疵がない状態にするためには、屋根を全て取り換えないといけないのか。そこまで対策をとっても飛散することもあるのではないか。

【事務局】 事前の法定点検で指摘されていたのは錆についてであり、それに対する直接的な対策は塗装や雨漏り部分を修繕することになるが、これだけの錆があるということは、それだけ各所が老朽化しており、飛散が予見できた状態であったといえる。施設破損による損害賠償事案が13校31件発生する事態は本市の学校・園では例がないものである。半数以上の学校・園が何らかの被害を受けており、その修繕も行っていかなければいけない。経費の問題はもちろん、業者も人手が不足しており、時間も要する現状であるが、施設に瑕疵がある状態を放っておくわけにはいかない。

【星川委員】 瑕疵の有無には様々な意見があると思う。しっかり説明できるようにしてほしい。修繕についても、この際、積極的に進めればよい。

【笹岡委員】 本件の屋根についてはどう対応しているか。怪我などがなかったのが幸いである。

【事務局】 今回飛散した部分については、応急的ではあるが、9月末に新しく屋根材を設置し直して復旧するとともに点検も行い、当面の安全確保は行った。

(議決)

教育長が、議第 2 1 号 損害賠償の額の決定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 2 2 号 指定管理者の指定について

(事務局説明 檜木 総務課長)

教育委員会が所管する「京都市日野野外活動施設」「京都市野外活動施設京北山国の家」の 2 施設の指定管理者の指定に係る議案について、一括して説明申し上げる。

まず、指定管理者制度の概要としては、平成 1 5 年 9 月に施行された改正地方自治法によって、公の施設の管理運営について、全ての業務を一括で委託する「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

指定管理者制度では、これまで公の施設の管理運営の委託先は地方公共団体の出資法人や公共団体などに限定されていたが、この制度改正によって、株式会社等の民間事業者も公の施設の管理運営を行うことが可能となった。

そして、公の施設の管理については、地方公共団体が直接管理運営を行う直営、もしくは指定管理者による運営か、どちらかで運営することとなった。

制度の目的としては、公の施設の指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに効果的、効率に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とともに、運営コストの節減等を図ることを目的とするものである。

教育委員会における指定管理者制度の導入経過としては、法改正後、公の施設について、それまでの運営形態を踏まえ、特に市職員が行うべき根幹業務の存在する施設は直営とし、制度の積極的な活用ができると判断した施設については指定管理者制度を導入することとし、本件の 2 施設については 1 8 年度から実際に導入している。

(事務局説明 加藤 生徒指導課担当課長)

本件 2 施設は、来年 3 月 3 1 日に現在の指定管理者の指定期間が終了となることから、新たに平成 3 1 年 4 月 1 日からの指定管理者を指定し、学識経験者等で構成する選定委員会で選定した団体を 1 1 月市会に付議したいと考えている。

「1 施設概要」について、日野野外活動施設、京北山国の家ともにスポーツ活動や野外活動を行う施設であり、それぞれ伏見区日野、右京区京北にある。敷地面積や施設の内容は配布資料の通りであるが、日野野外活動施設は、バーベキューやグラウンドゴルフ、テニス等ができる日帰り利用の施設である。また、京北山国の家は、旧京北町の編入に伴って京都市が引き継いでいる施設であり、小学校校舎の跡地を活用し、宿泊、

自炊、バーベキュー、横に流れている川で川遊び等ができるような施設である。学生のゼミ合宿や少年補導の活動等でも活用されている。

「2 指定管理者が行う業務」としては、施設の管理運営業務としては、①～④の通りであるが、施設の利用に関する業務のうち、②の利用料金及び宿泊税の徴収に係る業務は、宿泊ができる有料施設である京北山国の家のみ業務となる。

「3 指定期間」については、2施設とも、来年4月1日から2023年3月31日までの4年間である。

「4 公募の概況」について、公募に係る手続きについては、「京都市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例」に基づき、今年の7月13日から8月13日まで、それぞれ募集要項を配布し、質疑の受付・回答、申請の受付等を行った結果、それぞれの施設につき1団体のみの応募があった。日野野外活動施設については、京都市日野野外活動施設管理運営委員会、京北山国の家については、京北自治振興会が応募している。なお、応募団体は、ともに現在の指定管理者である。

資料(2)のとおり、選定委員会は、6月28日と9月20日の2回、(3)の委員の方々により選定の会議を行い、その結果、「5 指定候補者」にある通り、両団体をそれぞれの施設の指定候補者として選定している。選定理由であるが、京都市日野野外活動施設管理運営委員会については、地域住民の方々を中心に構成されている団体であり、平成2年の施設の開所当初から管理運営を行っており、指定管理者としても約13年の実績があること、また、施設の運営を通じて学校教育に寄与する市民の野外活動等の振興にも貢献し、年間を通して高い稼働率を維持しており、地域と連携できている点も評価されている。

「京北自治振興会」については、地方自治法第260条の2の規定による地縁による団体であり、京北地域の住民福祉及び教育文化の向上と自治の振興を図っており、本施設を青少年の健全育成に寄与する野外活動の拠点として設備の改善等サービスの向上にも努めるなど、安定した管理運営を行っており、地域ともしっかりと連携ができている点も評価されている。

なお、審査にあたっては、選定委員会で、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討し、事前に公表している選定基準に基づき、選定委員が0から6段階で評価点をつけるかたちで評価を行っている。

最後に「6 審査結果一覧」について、京都市日野野外活動施設管理運営委員会は100点満点で換算して71.0点、京北自治振興会は100点満点で換算して72.4点という評価得点結果であった。評価得点からも、両団体について、指定管理者としての適確性が十分であると判断されている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 現在の指定管理者以外に応募はなかったのか。

【事務局】 両施設とも応募は1団体のみであった。平成18年度から導入し、過去

3回選定しているが、過去3回とも同じ団体を指定している。

【在田教育長】 収益施設ではなく、地元振興のための施設を指定管理で委託しているため、地元以外に応募する団体がない。

【星川委員】 それぞれの稼働率は。

【事務局】 日野野外活動施設は、休みが年末年始だけで年間350日ほど開いており、29年度の稼働率は98.5%である。朝早くから地域のお年寄りがグラウンドゴルフをしていたり、バーベキューで使われたりしている。京北山国の家は、夏場の利用が中心であり、29年度の稼働率は21.5%である。

【星川委員】 京北山国の家の指定管理料はどのくらいか。主に人件費に使われているのか。

【事務局】 平成29年度の委託料は2,810千円。なお、施設使用料として、1,500千円ほどの収入がある。主に人件費に使われている。

【在田教育長】 日野野外活動施設の委託料は。

【事務局】 平成29年度の委託料は6,600千円である。

【高乗委員】 委託料はどのようにして算定されるのか。

【事務局】 実績に基づき、経費削減にも努めていただきながら、応募の際に4年間の経費を提案いただいている。

【星川委員】 施設内の建物の状況は。

【事務局】 日野野外活動施設には管理棟があり、京北山国の家には宿泊できる部屋もある。元々、小学校の跡地であり、教室を改修し、畳を敷いた小部屋もある。

【奥野委員】 日野野外活動施設の施設利用収入は。

【事務局】 日野野外活動施設は無料の施設となっており、すべて京都市の委託料で運営している。

(議決)

教育長が、議第22号 指定管理者の指定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

10月5日 緊急校長会

10月11日 全国へき地教育研究大会 京都大会

10月11・12日 全国コミュニティ・スクール総会・研究大会 in 三笠

10月12日 平成30年度地方教育行政功労者表彰

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

10時45分，教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長